

○善行褒賞に関する達

航空自衛隊達第32号

改正	昭和37年1月16日	航空自衛隊達第3号
	昭和37年9月28日	航空自衛隊達第57号
	昭和39年2月1日	航空自衛隊達第4号
	昭和39年3月24日	航空自衛隊達第13号
	昭和39年10月26日	航空自衛隊達第42号
	昭和40年12月24日	航空自衛隊達第29号
	昭和41年4月23日	航空自衛隊達第13号
	昭和42年10月19日	航空自衛隊達第37号
	昭和47年7月20日	航空自衛隊達第28号
	昭和48年10月16日	航空自衛隊達第26号
	昭和53年3月13日	航空自衛隊達第8号
	昭和56年2月7日	航空自衛隊達第11号
	平成元年3月16日	航空自衛隊達第25号
	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号

善行褒賞に関する達を次のとおり定める。

昭和30年9月17日

航空幕僚長 空将 上村 健太郎

善行褒賞に関する達

(目的)

第1条 この達は、航空自衛隊の隊員で、善行のあつた者を褒賞し、もつてその行為を顕彰することを目的とする。

(善行の意義)

第2条 この達において善行というのは、職務に関係なく、隊員の個人としての道徳上の模範的行為をいい、「表彰に関する訓令」(昭和30年防衛庁訓令第49号)の賞詞及び精勤章による表彰の対象となる隊員の功労及び勤務精励を含まないものとする。

(善行褒賞権者)

第3条 善行褒賞権者は、別表に示す部隊及び機関(以下「部隊等」という。)の長とする。

2 航空幕僚長は、その監督する部隊等に勤務する隊員に対して善行褒賞を行うことができる。

(善行褒賞の手続)

第4条 部隊等の群、隊、部、課、班、室の長(以下「所属長」という。)は、その指揮監督下にある隊員に善行があり、褒賞するのを適当と認めたときは、順序を経て善行褒賞権者に上申するものとする。

2 隊員の善行を認めた者は、そのつど当該隊員の所属長にその氏名及び行為の概要を報告または通報するものとする。

(上申の方法)

第5条 前条の上申には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 善行のあつた隊員の所属、階級、氏名及び認識番号
- (2) 善行の動機及び内容
- (3) その善行の部内及び部外に与えた影響
- (4) その他参考となる事項

(善行褒賞の実施方法)

第6条 善行褒賞を実施するのは、善行褒賞権者は、善行のあつた隊員に、善行褒賞上を授与し、かつ、その旨を当該部隊等の全般に告知するものとする。

2 善行褒賞状の様式は、別紙によるものとする。

附 則

この達は、昭和30年9月17日から施行する。

附 則 (昭和37年1月26日航空自衛隊達第3号)

この達は、昭和37年2月1日から施行する。

附 則 (昭和37年9月28日航空自衛隊達第57号)

この達は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (昭和39年2月1日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和39年2月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月24日航空自衛隊達第13号)

この達は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年10月26日航空自衛隊達第42号)

この達は、昭和39年10月26日から施行する。ただし、第82航空隊にかかる部分については、同年12月1日から施行する。

附 則 (昭和40年12月24日航空自衛隊達第29号)

この達は、昭和40年12月24日から施行し、同年12月20日から適用する。

附 則 (昭和42年10月19日航空自衛隊達第37号)

この達は、昭和42年10月25日から施行する。ただし、第82航空隊に係る改正規定は同年12月1日から施行する。

附 則 (昭和47年7月20日航空自衛隊達第28号)

この達は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則 (昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則 (昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則 (平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄)

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

別表（第3条関係）

防衛大臣直轄部隊

航空総隊司令官直轄部隊

北部航空方面隊司令官直轄部隊

中部航空方面隊司令官直轄部隊

西部航空方面隊司令官直轄部隊

南西航空方面隊司令官直轄部隊

航空支援集団司令官直轄部隊

航空教育集団司令官直轄部隊

航空開発実験集団司令官直轄部隊

機関

別紙（第六条関係）

操縦学校総務部総務課
号

善行褒賞状

操縦学校総務部総務課

空士長 山川 太郎

右の者は、昭和三十年十月一日外出に際し、〇〇附近において〇〇川に転落した小児を発見するや、直ちに身を挺してその救難に当り、よくその貴重な生命を救ったことは、衆に模範たる善行と認めここに褒賞する。

昭和三十年十月十日

操縦学校長 空将補 山田 一郎

注 1 整理番号は、発行順に番号をつける。

2 紙質は上質のものをういB4判とし、適宜縁飾をつけることができる。